

## 衝突被害軽減制動制御装置[対車両]性能試験の改正概要

## 1. 変更方針

衝突被害軽減ブレーキ[対車両]評価試験にあつては、平成26年度の評価試験導入時に検出装置が安定作動するか否かの不安があつたことから、各速度域の試験を3回実施してその中央値を試験結果としている。

平成27年度前期評価試験では評価結果が安定していたことから、当該装置の大幅な性能向上と検出装置等の安定作動しているものと推察するところ。

このため、過去の評価試験結果を検討し評価結果に影響が無い場合は、平成28年度から各速度域における試験回数を1回としたい。

## 2. 検討結果

## (1) 試験回数

これまでの全試験結果 (N=1776) を、従来方式の結果 (3回の中央値) を用いて試験回数を1回とした場合、試験回数は約60%削減される。

## (2) 総得点への影響

これまでの全試験結果の90%は±0.5点に収まるが、0.5点以上の得点差がある車種もあつたことから正しい評価が出来ない可能性がある。(グラフ1)

## (3) 試験結果の影響がある評価結果の検討

1回目の試験結果が「衝突」「不作動」であつた車種について、中央値との乖離を調査したところ、約6 km/h 程度であつた。

このため、自動車製作者等から提出された事前申告値より ±5 km/h 以上乖離した場合 は、従前通り評価試験を3回実施したうちの中央値を採用することにより、0.5点以内に収束する。(グラフ2)

なお、自動車製作者等は、当機構の試験方法と同じ方法により計測した値を事前申告値として提出する。

